

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回連携推進委員会」
議 事 録

平成28年度（2016年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回連携推進委員会」
議事次第

日 時：2017年2月23日（木）15:30～17:25
場 所：福岡リファレンス駅東ビル 会議室D

1. 冒頭挨拶
2. 報告事項
 - (1) 国際協力事業における安全対策
 - (2) G7気候変動と脆弱性専門家会合（ラウンドテーブル）およびG7気候変動と脆弱性WG
 - (3) TICAD目標達成に向けたNGO の取り組みと連携の在り方について
3. 協議事項
 - (1) 日本NGO連携無償資金協力の制度と手引きのレビューについて
 - (2) 地方のNGOから見たNGO環境整備事業について
 - (3) NGOとODAの連携に関する中期計画の平成28年の進捗状況について
4. 閉会挨拶

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

それでは本日は皆様ご多忙なところ、福岡での開催ということで東京あるいは遠方から、福岡・九州の皆様は地元ということでお集まりいただきまして誠にありがとうございます。時間が参りましたので、本年度第3回連携推進委員会を開催させていただきたいと思います。

本日はですね、横にいらっしゃいます、外務省国際協力局民間援助連携室課長補佐の酒井由紀さん、それから、私、国際協力 NGO センター（JANIC）の連携推進委員として所属はワールド・ビジョン・ジャパンの今西が司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、いつも通り3点の注意事項を申し上げます。まず、第1に、本日の議事録は逐語にて作成されます。おって外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめご了承をよろしくお願いいたします。第2に、発言者は初めに所属と名前をおっしゃっていただいてご発言をよろしくお願いいたします。最後に発言はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は先ほど申しました外務省から、牛尾参事官、民間援助連携室の関さん、そして司会をしていただきます酒井さんに来ていただいております。本当にありがとうございます。それでは議論に入りたいと思います。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

初めに外務省を代表いたしまして、牛尾国際協力局参事官から冒頭のご挨拶をお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

外務省国際協力局参事官 NGO 担当大使の牛尾でございます。平成28年度第3回連携推進委員会開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、今回の福岡開催を調整いただきました、福岡の NGO の皆様に改めてお礼を申し上げます。本日は日ごろお会いすることの少ない NGO の皆様からご意見をうかがえることを楽しみにしております。

改めて申し上げることでもなく、NGO の皆様は、日本の見える援助を進めるうえで欠かすことのできないパートナーであります。私どもは幅広い国民参加による国際協力の実現と開発協力への効率的・効果的实施に向け、引き続き NGO の皆様と緊密に連携していきたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

その一方、国際協力をめぐる環境は厳しさを増し、昨年7月のバングラデシュで発生したダッカ襲撃テロ事件では国際協力事業関係者の尊い命が奪われ、また、南スーダンでは治安悪化により国際協力事業関係者が国外退避を行っています。

このような環境の変化に対し私どもは、昨年8月末に提出された「国際協力事業安全対策会議」の「最終報告」に基づき、具体的な安全対策の実施に取り組んできております。外務省は国際協力事業関係者の安全を確保しつつ、開発協力を継続していく決意のもと、NGOの皆様と引き続き緊密に協力していきたいと考えております。

この連携推進委員会は、国際協力事業の実施において外務省とNGOとのより良い連携の在り方を考え、改善を図っていくことを目的としております。

本日も安全対策に加え、気候変動やTICADなど幅広いテーマについて議論しますが、前回と同様、NGOの皆様と建設的な議論をできたらと考えております。

最後に、私のお願いなのですが、今までの歴史的経緯を踏まえまして、定期協議会と連携推進委員会は分けてやっていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

牛尾参事官、ありがとうございました。では、報告事項としてまず、1つ目の議題「国際協力事業における安全対策」について、引き続き牛尾参事官からよろしくお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

これは何回か議論しておりますので、今までの認識を共有するということで発言したいと思います。

NGO側の要請を受けて、昨年12月21日にバングラデシュにおける安全対策の意見交換を実施いたしました。この意見交換を通じて、バングラデシュでの安全治安状況が依然として厳しいこと、また、事業内容等の様々な事情を踏まえたうえで、適切な安全対策をとることが必要であると認識の一致がなされたと思います。もう1つ言うと、要はNGOといってもいろいろと事情がとおりでしょうから、その個別のNGOの実態に即して安全対策を考えていくということです。一方的に、我々が決めたものを押し付けるわけではない、常に協議をしながらやる、という原則について確認できたということは最大の成果だと思っております。

フィリピン、インドネシア及びバングラデシュでの安全対策関連協議ですが、NGOにも参加いただく形で、昨年12月にはフィリピンにおいて現地で安全対策会議を、また、今

月にはバングラデシュで NGO-ODA タスクフォース連絡協議会を開催して、我が方大使館から現地の治安状況を説明すると共に、JICA の渡航措置および行動規範についての説明を行いました。この趣旨というのは、行動規範については緩和になりましたけど、テロ状況を含め、状況は厳しいものであるという状況については全く変化がないということでございます。

1 月には、インドネシアで同様の内容の安全対策説明会を実施しました。ただし、NGO にはご案内を出しましたけれども、出席はなかったようです。今後も他の大使館において同様の会議を実施する際には、現地大使館からご案内をいたしますので、ぜひご参加いただけたらと思います。

あとは JICA 研修のご案内でございます。お手元の資料があると思いますが、ご覧になっていただきたいと思います。前回の連携推進委員会でもご案内をいたしましたけれども、JICA では安全対策研修、座学及びテロに対する実技訓練を実践しております。JICA と契約関係になくとも、一定数の NGO 関係者の参加が可能となっておりますので、ぜひご参加いただけたらと思います。

安全対策研修については、昨年 12 月は 76 人、本年 1 月は 25 人、本年 2 月は 28 人の NGO 関係者の方々に参加していただき、テロ対策・実技訓練につきましては、昨年 12 月 29 人、本年 1 月は 9 名の NGO 関係者の方が研修を受けたということでございます。3 月 28 日にまた安全対策研修が行われます。締切は 3 月 5 日午後 5 時でございますので、ぜひ応募していただきたいと思います。以上でございます。

また、NGO の方から常々メンタル面での対処につき要請があります。すでに別途ご案内しておりますが、2 月 28 日海外安全対策メンタルヘルスセミナーを実施する予定でありますのでご紹介させていただきます。以上でございます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

牛尾参事官、ありがとうございました。何かこれに関しまして NGO 側からご質問等ございますでしょうか？井川委員よろしく願いいたします。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

名古屋 NGO センターの連携推進委員の井川と申します。よろしく願いいたします。本日このような機会を頂きましてありがとうございます。

前回の第 2 回連携推進委員会の際、外務省から NGO に対して要求される画一的な安全対策に対して懸念を述べさせていただきましたが、今回、明確に、安全対策は、一方的に押

し付けるものではなく、各団体の対策を尊重していただけるという力強いコメントをいただき、大変ありがたく思っております。感謝いたします。また、各国大使館で様々な安全対策研修を実施していただいていることについても、大変ありがたく思っております。

一方、例えば今回配布いただいた JICA の研修リストですが、すべて東京での開催となっております。今日、ここにいる大多数の団体のように、九州、中国、名古屋等に拠点があると、交通費の問題が出てきます。例えば、ここ福岡からですと、東京まで往復で 4 万円ほどかかり、更に宿泊費もかかります。このコストが地方の NGO にとって、研修参加への障害になっています。私たちにとっては大きな問題ですので、そこをなんとか解決できればと思っております。それが、1 点目のコメントになります。

2 点目ですが、JICA や N 連を実施している NGO というのは、NGO 全体からすれば少数派で、むしろ多数派は ODA スキームを使っていない団体となります。ですので、ODA 事業を実施している団体だけが研修を受けられるということではなく、より多くの幅広い NGO が研修を受けられるように配慮していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

井川さん、ありがとうございました。牛尾参事官、よろしくお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

できるかどうかかわからないのですが、東京まで出張するのが難しいとあれば、JICA の地方支部を使うことができるかどうかというのを考えてみたいと思います。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

よろしいでしょうか？井川さん。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

JICA ネットを活用して実施するという理解でよろしいでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

人を地方支部に出張させて研修を実施するという方式が可能かどうかはわかりませんが、いつできるかもわかりませんが、考えられるということで少し発言させていただきました。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

次に報告事項に移りまして、G7 気候変動と脆弱性専門家会合ラウンドテーブルおよび G7 気候変動と脆弱性ワーキンググループについて、牛尾参事官からお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

G7 気候変動と脆弱性専門家会合ラウンドテーブルというものについてでございますが、もともとは、2013 年から当時の G8 議長国であった英国が、気候変動が安全保障に与える影響について検討する専門家会合として始めたのが最初でございます。2015 年には同専門家会合の委託を受けたドイツの Adelphi というシンクタンクが調査報告書を作成しました。2015 年ですが、G7 の外相会合の声明で作業部会の設置を決定しました。2016 年の G7 外相会合については、同作業部会に新たに 2 年のマンデートを付与することを決定したということでございます。

それを受ける形で、先月に我が国は G7 の議長国として「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーを東京で開催しております。このセミナーは 50 名程度のいろいろな分野の専門家を含む 100 名前後の参加を得て開催されました。日本政府がこのような形で気候変動と安全保障に特化した会合を開くのは初めてですけれども、国内の議論を高めるにあたり有意義であったというような評価をしていて、多くの参加者も、この問題が多分野に関係する国際的に最も深刻な課題の一つであるということについて理解を深めたと思われます。このセミナーを通じて、現 G7 議長国の日本がリーダーシップをとっているということを示せたのではないかと考えております。今回は 1 月にやったわけですけれども、今後のイタリアでの開催ですが、G7 専門家会合でのインプットを視野に、NGO や有識者などを招いて意見交換会を行う「フォローアップ検討会合」というのを、もうすでに 1 回やっておりますが、今後もやっていけたらと考えております。

今後、今回のこの議論を G7 外相にインプットするというのは当然なのですが、G7 外相による将来の行動にどのように結びつけていくのか、引き続き検討しているということと、ニーズの優先順位、いろんな課題があるのでその優先順位をつけるということを考えております。G7 だけやっても仕方がないということで、国連諸機関・国際金融機関などのステークホルダーをどう絡めていくかということも考えております。以上でございます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

特に何もないようなので、次に移ります。報告事項の3番目、「TICAD 目標達成に向けた NGO の取り組みと連携の在り方」について、連携推進委員の井川さんよりよろしくお願いいたします。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

昨年の8月に TICAD が開催され、そこでナイロビ宣言が採択されました。そのナイロビ宣言では、産業化・アフリカ経済の多様化、保健の強化、そして、社会の安定の促進の3つが採択され、それをもとに安倍総理が日本の貢献について様々な誓約を行いました。

アフリカの大地では、日本の NGO 約 70 団体が活動しています。よって、私がここで述べたいのは、ナイロビ宣言の3本柱に対し、NGO が既に行っていること、そして、もっとできることは、たくさんあるという点になります。例えば、産業化では草の根の女性や若者の人材育成などの収入向上という部分であったり、保健に関してはコミュニティーヘルスワーカーの人材育成であったり、社会の安定という点では、紛争の予防や平和教育など、また草の根レベルでの再生可能エネルギー普及等があげられます。実際に市民ネットワーク for TICAD に加盟している団体は、現在 27 か国で活動し、間接的なものも含めて 841 万人の裨益者がいます。

アフリカ特有の物価の高さを含む様々な問題があり、新規でアフリカで事業を実施したくてもできない、事業を増やしたいができない等の声を私たちはよく聞いています。NGO が、よりナイロビ宣言に貢献するために、日本 NGO 連携無償資金協力（N 連）事業の予算を増額していただくとともに、新しく N 連の活用を希望する団体が、活用しやすいように、制度を変えていただきたいと思います。

資料を少しご説明させていただきます。こちらは、日本の団体が、アフリカのどこで活動しているかを表す資料になります。83 の事業があって 841 万人の裨益者がいます。具体的事業には、3 本柱 1 つ目の産業の育成に関しては約 3,000 人、2 つ目の保健システムに関しては、間接的なものを含めて 265 万人、そして、3 つ目の社会的安定の促進というところでは 45 万人です。NGO はナイロビ宣言に大きく貢献していることがわかります。こちらが資金に関してです。アフリカで事業を実施している多くの NGO は、外務省の N 連や JICA の草の根技術協力事業、ジャパン・プラットフォーム、その他 UNHCR 等、国際機関から資金を調達して活動をしており、自己資金だけで活動しているところは少数派となっています。言い換えると、アフリカで事業を実施する場合、コストの問題より自己資金だけで事業を実施するのは非常に困難であり、N 連や JICA の草の根、ジャパン・プラットフォーム等の資金は不可欠となります。しかし、これらのスキームを活用したくても、例えば、

後でN連のところで話がでてくるかと思いますが、今年のように一時帰国が認められなくなれば、団体は、1人あたり25万円～30万円の渡航費を人数分持ち出すことになり、これがネックで事業を断念せざるを得なくなります。また、物価の高いアフリカでは、間接費も現地管理職の人件費も多くかかります。N連の総予算が限られる中、現在のN連予算では、多くの団体が申請したくても、申請できない状態となっています。

繰り返しになりますが、そういうような背景から、N連というところに限って言うと、N連予算総額を増やして頂けると、ありがたく思います、また、間接費や様々な制約による負担を下げて頂きたいと思っています。その2点を改善して頂くことによって、NGOはもっとナイロビ宣言に向けて貢献できます。以上です。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

井川さん、ご説明ありがとうございました。では、2つ論点があったかと思いますが、1つ目のナイロビ宣言、ナイロビ実施計画を実施していく上で何をしていくべきであるのかについてNGOと外務省との間で一定の共通理解をつくりたい、というご提案について、牛尾参事官の方からお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

2点分けてお答えしたいと思いますけれども、そもそもナイロビ宣言あるいはナイロビ実施計画というのは政府とか国際機関だけではなくて、市民社会を含めて多様なステークホルダーによって作成された文書である、という性格のものだと考えております。実施状況については、閣僚級会合等の場でされる訳ですけれども、我々の認識としては、要するに市民社会、NGOも実施において不可欠なパートナー、あるいは行動主体だと考えているということでございます。

それで、具体的にどういう手段があるのかな、と考えると、我々が持っているのはN連、あるいは本当は言うてはいけないのかもしれないですけど、ローカルNGOを対象にしている草の根も、現地でやっている限り、実は申請できます。それはちょっと言っておかなければと思っています。あとはJICAの草の根技術協力というのがありますが、これはおそらく同じ感じだと思います。（注：現在は日本のNGOは草の根・人間の安全保障無償資金協力の対象としていない。）

おそらく、使えるツールに関してはほぼ一致しているだろう、ということで。ただ、使って下さい、というからには、こちらも考えないといけないということで、なるべく要するに、柔軟性を持たせたいと。ただ、どの程度できるのかというのは、要するに今後具体

的なお話を聞かないとできないので、この場ですぐ答えを出すということではなくて、お話をしながらだということだと思っています。大体おっしゃっている内容は、私も実は前職はコンゴ民主共和国の大使でしたもので分かりますけれども、おっしゃる通りの認識でございます。ただできること・できないことはあって、自分個人としてもやろうと思ってもできなかったりという問題があって、それは NGO さんと同じなのではないかなと思っております。

なるべく要は柔軟に、今までのスキームで良いのかということですね、アフリカについては。それは、私個人としては全く同じでありますので、おっしゃられた点を含めて、スキーム改善をやっていいのかな、ということかなと思っております。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

牛尾参事官、ありがとうございました。

それでは、これに対しまして、NGO 側からありますでしょうか。

では井川さん、お願いします。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

私ばかりですみませんが、コメントの確認をさせて頂きたいと思います。

まず、スキームの改善の必要性について、共通理解を持って頂いていることに、感謝いたします。1つ補足と、1つ確認です。

補足として、例えば、私たちはジブチで活動しているのですが、暑いときは気温が 50 度くらいになります。それで一時帰国が出来ないということは、職員の労働環境としては、大きな問題があり、同時に自己負担で一時帰国をさせるのは、先ほど述べた通り、難しいという背景があります。これは一例ですが、アフリカだけではなくて、東南アジアであっても奥地で活動している団体さんも、同じような状況があります。そういう意味で、今回の私の発言は、アフリカだけを優遇してほしいというのではなく、N 連全体の改善を希望するものです。

あと、コメントの確認をさせて頂きたいのですが、大使館の草の根のスキームに関して、私の認識では、日本の NGO は応募ができなくて、ローカルの政府及び NGO が応募できるスキームというように認識しています。そちら再度、確認させて頂きたいと思います。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

では、ご質問について牛尾参事官からお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

そこは私も総括課長をやっていたので、散々要するにそう教え込まれてきたのですが、「どこの文書に書かれているんだ」といったら、その文書はでてきていません。それは事実なので。「だってローカル NGO って書いてないではないか」などと言っても何もできません。ですから、慣行としてはだめなのかもしれませんが、「その慣行、だれが作ったんです？」と言ったら返事がない、というのが実態でございます。

ですから、「そうなのかもしれないですけど、配慮する根拠はなにか」と言われたら、おそらく、私の下の中は倒れるのだろう、と思っています。やり方は色々あるのかなと思いますが、要するに、ローカル NGO と日本の NGO が連携してやるやり方もあると思うのです。（注：ガイドラインにもパンフレットにも「ローカル NGO」が被供与団体の 1 つであり、「日本 NGO 連携無償資金協力」の対象団体は原則除かれる旨記載あり。）

あと、帰国の件についていうと、ほかのスキームとの折り合いがでてくるので、そこは議論しながらやっていくと思いますけど、けっこうハードルは高いかもなという感じです。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございます。他に何か NGO 側からありますでしょうか。よろしいですか。

N 連の細かい、詳しい議論については次の協議事項にもありますので、資料でもたぶん議論になると思いますけれども。無ければ、報告事項は終わりました、協議事項の方にうつりたいと思います。

協議事項の 1 番目、日本 NGO 連携無償資金協力の制度と手引きのレビューについて。引き続き、井川さんよろしくお願い致します。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

すみません、度々井川です。この後、静かにいたしますので、後半は会場の皆さんに、発言をしていただければと思います。

では、N 連に関して協議させて頂ければと思っています。実施団体としての経験を述べますと、N 連は、10 年ほど前までは、正直に言ってとても使いにくいスキームでした。ハード中心で、様々な制約がありました。しかし、この 10 年間で色々と改訂していただいて、どんどんよくなっていったと思っています。そして、現在、日本の NGO にとって、最も重要なスキームの一つになっているのではないかと考えています。一方、以前は外務省と NGO でスキームについて話し合われることも多くありましたが、近年は、手引きの改訂に関して、既に改定が決まった後に、説明会が行われているのですが、外務省と NGO が

合同でレビューをしていくということは、行われていないという認識です。NGO 側からもきちんとフォローができてこなかったのだと、反省している所存でございます。

それで、ポイントの1つ目としては、そういうようなレビューを民連室と NGO で、名前は何でもいいかと思いますが、タスクフォースか、意見交換会なのか、その点は置いておいて、きちんと定期的に協議をしたいと思っています。

NGO 側の責任としては、きちんと N 連の実施団体、そして、活用したいけれどもできていない団体に対して、きちんとヒアリングを行って、意見集約を行っていく。そして、民連室の方でも、もし NGO 側に改善を要望する点とかがあれば、教えていただき、N 連の制度をとともに良くしていければと思っています。

先程のアフリカの例にもありましたが、日本の NGO が世界各地で活躍できるようになるというのは、日本の NGO が目指すミッションの達成だけではなく、外務省としても、日本の ODA や外交という観点でも、有益になると私たちは考えております。また、国内の ODA 広報という意味でも、地方に行くと ODA について耳にすることも限られますが、「〇〇さんは、JICA と一緒にやっているんだ、外務省と一緒にやっているんだ」という形で、ODA 広報につながっていく部分も大きいと思っております。外務省側にとっても、N 連を良くしていくことの意義を感じて頂けるのではないかと思います。

2 点目はですね、昨年 12 月に、N 連の改善の要望を取りまとめて、出させていただきました。こちらの資料の、マトリックスになっているものでございます。字が小さくて、大変恐縮ではございますけれども、こちらは、短期間で、限られた時間ではありましたが、NGO の意見集約を行ったものでございます。全部で 3 ページあるのですが、最初に出させて頂いたのが 2 ページで、追加で 1 ページ出させていただきました。特に最初の 4 つのところが、私たち NGO に関してはとても重要と思う部分となります。本日は、外務省内で検討して頂いた結果をお伝え頂ければと思っております。

ちなみに、4 つだけ述べさせていただきますと、1 つ目が安全対策のところ、例えば、日本国内で開催される研修の参加費や交通費等を出して頂きたい、というのが 1 点目。2 点目は、今年度から N 連の手引きが変わった部分ですが、有給休暇で職員が休んだ場合、その分の給料は、団体負担になったが、この経費の計上を認めていただきたいというのが 2 点目になります。3 点目は、団体負担の社会保険に関してですが、こちらは、給料が 30 万円位の人ですと、法定福利費で、法人は 50 万円くらい負担していると思うんですけども、ジャパン・プラットフォームのスキームではこれらの団体負担の法定福利費は直接費の中に入れられるようになっていて、それが N 連の方では入れられない。これを改善して頂きたい。4 つ目は、さきほどの一時帰国に関してですね。事業を実施していく中できち

んと団体内で会議や評価をして進めていく、ということは重要だとは思いますが、メンタルヘルスという点でも、一時帰国は安全管理と関わってくると思います。特にこの4点が重要だという認識を持っています。以上です。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

井川さん、ご説明ありがとうございました。ご提案について、外務省民間援助連携室長からご回答をお願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

外務省民間援助連携室長の関と申します。初めての方もおられるかと思いますが、はじめまして、よろしくお願い致します。

今、井川さんからご説明頂きました、N連を中心とした、制度の改善に関し、先程、このN連の制度を改善することによって、NGOの皆さんがもっと活動、活躍できることは日本のODA外交上も有意義だというご意見の表明がありましたが、正に外務省としても、開発協力大綱の中でも、NGOが「顔の見える援助」を行う上で不可欠なパートナーという認識です。

開発現場での多様な考え方、ニーズや状況をきめ細かく把握して、迅速に対応できるNGO市民社会との連携を強化する、ということを開発協力大綱でもうたっております。開発協力大綱の中で、我が国の優れたNGOの開発支援等を通じて、ODAとNGOとの連携をこれまで以上に強化していくと明記しています。その考え方は、後ほどの協議の中でもあります。NGOとODAの連携に関する中期計画の中でも、NGOとの間でN連の運営体制に関する情報交換を引き続き実施することにより、NGO、外務省が、N連のさらなる効果的、効率的な運用のために協働するというふうな形で反映されておりますし、今後このような形で、着実に対応していきたい、という立場です。

そのうえで、NGOから今度12月に提示していただきましたご要望に基づきながら、一つ一つ回答させていただきます。まず、最初にこの合同レビュー、定例化につきましては、中期計画でも申し上げている通り、NGOとの間で、N連の運営方針に関する協議の為の情報交換を引き続き実施していくという考えです。

これを合同レビューと命名するのか、定例化するのかは、それほど重要とは思っていませんが、中期計画に関し随時情報交換は進めていきたい、要はしっかりと意思疎通をはかることが重要であると考えております。12月に提出されました、この1から15までの要望について、民連室で現時点で考えている、立場というものをご説明させていただきます。

最初の、要望1の、安全対策費の対象について。日本、及び、実施国で開催される、安全対策の研修費、研修参加費、交通費、宿泊費、日当に関し、交通費、宿泊費、日当が、制度上一般管理費でしか支出できない場合、間接費の負担をお願いしたいとの要望ですが、当方の、現時点での立場と致しましては、N連の事業というのは、NGO側から提案される、個別のN連事業の実施について、必須となる経費についてのみ、計上可能な制度です。従いまして、N連事業では、事前に、安全対策に関する知見を有する人材を、各団体が自前で用意して、派遣することが大前提、という認識であります。他方で、NGOや国際援助関係者による自主的な努力を支援するために、いまJICAが日本内外で無料の安全対策研修、訓練を行っております。その、N連事業関係者にJICA研修、訓練への参加をいっそう促すという観点から、この参加訓練に関する旅費の一部計上を認めるという方向で、検討したいと考えているところです。

次の、要望2の有給休暇に関し、有給休暇の期間を実働期間に含めてほしいと。又は、相当分の一般管理費を増額してほしいとのご要望ですが、現時点での当方の立場は、N連事業は、団体側の発議による、提案型の事業。しかも、制度的な制約もありますが、1年という限定的な期間の事業です。従いまして、N連事業の費用というのは、事業実施のための費用であり、有給休暇取得関連費用の計上は、適当ではない、と今は考えております。一般管理費を増額してほしいということですが、一般管理費は昨年拡充したところですので、今回の制度改善の効果、インパクトをよく精査する必要があります。今回も、さらなる制度改善を検討するためにも、まだ1年たっていないこともございまして、一般管理費がどのような用途で使用されて、それが各団体の組織力ですとか、財政基盤強化、それから海外事業のさらなる展開にどのような風に役立つのかという情報を皆様から頂いて、それを持って次の改善に向けて、これは外務省だけで決められる話では無い部分もありますので、必要な関係当局への働きかけのためにも、それを材料として活用させて頂きたいとおもっておりますので、NGOの皆さんにも、ご協力をお願いしたく思っているところです。

要望3の、団体負担社会保障費に関し、現地スタッフ同様に、人件費の中に団体負担の社会保障費、法定福利費の計上も認めてほしい、又は相当分の一般管理費を増額してほしい、ということですが、それに対する外務省の現時点での立場は、N連事業に関わる職員の法定福利費に関しましては、過去、N連で計上が認められてこなかったところを種々調整を経て、今年度から一般管理費で計上できるように改善したところです。繰り返しますが、この一般管理費の部分は関係省庁との協議も必要となりますので、ただちに変更するというのは少々難しいところがございます。

それから、要望4の一時帰国、最低限の一時帰国は認めてほしいということですが、外務省の現時点での立場は、N連事業というのは、こちらから皆さんに、「こういうことをやってほしい」というような委託事業ではなくて、団体の発意による提案型の事業です。1年間という限定的な事業ですので、原則一時帰国というのは、必要無いという考えです。ただ、病気、疾病等の場合には、海外旅行保険の傷害保険で一時帰国できる、と考えておりますし、また、海外旅行傷害保険は、N連で負担が可能です。ただ、いずれにせよ、特殊事情がある場合には、これまでも柔軟な対応をとってきていますので、現時点での改訂の必要はないと思います。

それから、重点は最初の4つの要望ということではございますが、今回頂いております15の要望、全部への考え方を最初に説明させていただきます。

要望5の、事業ごとの口座開設。受け取り口座を開設することに問題はないが、別口座からも支出させてほしいというご要望に対して。外務省の立場では、公正な会計管理の観点から、現状規定で問題ないと考えております。他方で、N連資金の受け取りから、完了報告、精算時の会計は、専用口座で行って頂いておりますけれども、在外契約における本邦支払い経費、または本邦契約における現地支払い経費は、該当する額を本邦乃至現地の別口座を使用せざるを得ないため、実質的には認めております。そのためには、資金の出入りをきちんと記録して頂く必要がありますけれども、複数の口座は認めている、というのが現状でございます。従いまして、規定は現行のままで問題ないと考えております。

要望6。完了報告書の提出期限を4か月にして頂きたいということですが、答えと致しましては、完了報告書の提出が、かなり遅れる事例も発生しております。現在の3か月を4か月に伸ばせば、さらに遅れる団体もあると考えられますし、さらにフォローアップが困難になっていくことが懸念されるため、現時点では、これ以上延長することには慎重にならざるを得ないと考えています。なお、JICAの草の根技術協力では、報告書は1か月以内に提出することが求められております。

それから要望7。監査報告書の言語、せめて英語は認めて頂きたい、というご要望ですが、外務省の現時点での立場は、現時点でも監査報告書の本文は、英文がほとんどです。他方で、日本国内では、この報告書等は会計検査院への対応等で、最低限での和訳の抄訳は必要になります。抄訳といっても、通常2、3ページの分量ですので、それが各団体への過度の負担になると考えておりません。要は、監査報告書のすべてを和訳して下さいとは、こちらは求めておりません。その点、ご理解いただければと思います。

それから、要望8。担当者数、本部スタッフ駐在、現地スタッフ、本部事業・経理全般に言えることですが、より多くの人員をつけられるようにして頂きたいとのこと。答え。

人件費は、必要性があれば、当然認められますが、常識的に見て、ありえないと思われるほどの担当者数をつけている事例もあります。説明責任の観点から、一定の良識的な歯止めは必要だと考えております。

要望 9. 車両維持費。三社見積もりは対象外としてほしい。又は自動車保険料を計上させてほしい、というご要望ですが、答えは、N 連では、車両はレンタカーの使用を基本としております。他方で、現在も現地事情でレンタカーがない、もしくは購入の方が安価である等の特別な理由があれば、購入も認めております。自動車保険加入が義務付けられている場合には、強制自動車保険料の計上も既に認めています。また、三社見積もりも、現地事情で三社分とれないなど特殊事情があれば、その理由も申告して頂いて、免除をしております。

それから、要望 10. 直近の給与明細書に関して、給料規定は提出するけれども、昇給の根拠となる人事評価の内容等は、提出不要にしてほしいというご要望ですが、答えは、現在も、定期昇給、自動昇給であれば、事前審査の段階での根拠がわかる俸給表や、給与規定等の提出のみをお願いしております。他方、査定昇給や昇格昇給の場合は、個人の人事評価の情報自体は不要ですが、その昇給の根拠となる人事評価査定基準などの昇給額の根拠となる資料は提出していただく必要が御座います。

それから、要望の 11. 本邦契約。可能な限り、契約時の通貨を円かドル、どちらかに統一してほしいというご要望ですが、答えは、N 連は、基本は現地契約。したがって米ドルまたは現地通貨が基本です。ただ、事業実施国の事情でやむを得ない場合以外、本邦契約を使うことは例外なので、本邦契約となれば当然円契約になるのでドルでの契約は行えません。

要望の 12. 事業の変更報告。20%を超える小項目間の予算移動を伴わない活動内容の変更や、事業規模の拡大もしくは縮小で、事業の上位目標達成のために必要なものについての事業変更のケースは、事業の変更報告を不要にして頂きたいというご要望ですが、答えとしては、事業変更は、そもそもやむを得ない事情があって、事業目標を変更しない場合に特別に認められる制度です。ですから、理由を明示されることなく変更を認めれば、適切なフォローアップができなくなるという恐れがあるため、それは困難です。

それから、要望の 13. 変更報告全般。報告に関する手引きの記載を全般的に分かり易くして頂きたい。答えは、より分かり易くすることが可能か、検討させていただきます。

要望の 14. 災害等復旧・復興支援等の持続発展可能性について、持続発展性を求めない旨を記載してほしい、というご要望ですが、答えは、工夫できるか検討させていただきます。他方で、N 連の災害等復旧・復興支援は、緊急人道支援フェーズが一段落して、復旧・復

興ステージにおける案件です。例えば震災後の学校建設等が典型的な例です。施設の復旧、耐久消費財を供与した場合には、施設・資機材の適切な維持管理を保つための、「持続性の確保」については記載して頂く必要があります。

要望の 15。ODA 間の積算ルールの統一。ODA スキームごとに異なる経理処理方法を、より効果的な方向に統一して頂きたい、というご要望ですけれども、答えとしては、N 連の変更だけで対応できるものでは無いのですが、中長期的には、その方向にもっていくのが望ましいと、私どもも考えております。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、関室長、丁寧なご回答ありがとうございました。

これに関して、NGO から質問なりがございましたらお願いします。

●馬場（エスペランサ 理事長）

この 15 項目に対する質問ですか。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

なんでも良いですよ。ここに関することであれば。

●馬場（エスペランサ 理事長）

はい。エスペランサの馬場と言います。私たちは、西アフリカのギニアビザウという国で NGO 活動をしております。個別のことなのですが発言いたします。

それで、草の根の無償資金協力とか、色々チャレンジしてみたいこととかあるのですが、ギニアビザウは対象外であったので、小倉の JICA 支部にも行ってみましたし、大使館が無いものですからセネガルの日本大使館が兼轄しているんですね。セネガルの日本大使館に行って、大使の決裁ができるという、それも挑戦してみましたが、ギニアビザウは対象になっていなかったんですね。

それで、この N 連ではギニアビサウは対象になっているらしいという話を聞いたのですが、いかがでしょうか。以上で。個別な事で申し訳ありませんけども。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

馬場さん、ありがとうございます。

この点について、関室長からご回答いただけますでしょうか。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

N 連では、ギニアビザウは対象になってございます。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

むしろ草の根の方が緩いので、草の根の方でも絶対に対象になっていると思います。

●馬場（エスペランサ 理事長）

あの、草の根は、外務省のスキームですか。

●定松（国際協力 NGO センター 事務局長）

草の根技協ですか。

○牛尾（外務省 国際協力局 参事官／NGO 担当大使）

草の根技協は対象になってないかもしれません。「草の根」と一般的に言うと、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」というのがあって、これは外務省管轄で、大使館のもんです。JICA がやっているのは「草の根技術協力」というもので、N 連に似ているものです。

●馬場（エスペランサ 理事長）

N 連よりも縛りが緩いのですか。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

この点について、JICA 市民参加推進課の川角さんから、なんらかの反応を頂けますでしょうか。

○川角（国際協力機構 国内事業部 市民参加推進課 主任調査役）

JICA の国内部の川角と申します。草の根技術協力、JICA のなんですけれども、これについてギニアビザウは対象外となっております。現地事務所がないものですから、JICA としても中々管理が難しくなってくるということです。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ありがとうございます。今の点についてはよろしいでしょうか。このほかに、

NGO 側から何か、質問発言はありますか。はい、どうぞ。

●井上（ソルト・パヤタス 理事兼職員）

NPO 法人ソルト・パヤタスの井上と申します。福岡に拠点をおいている NGO としまして、申請に関して意見を述べさせていただきたいと思います。

当団体は、2013 年に N 連に申請させていただきまして、落選をしてしまいました。その時に感じたことはですね、相談体制と言いますか、本省との連携をとるのが中々難しかったな、という風に思います。

距離的に遠いと思いますので、在外の事務局の方に 1 年ぐらい申請について相談してまして、「こういう状況なんですけれども、大丈夫なんでしょうか」というような確認をしつつ、在外の事務局の方、又は本省の方と相談を進めておりました。それでいざ、本省の方に正式に文書を提出した時にですね、本当に細かい条件名のところで、事前に相談していた結果とは違うような回答とかが返ってきてしまったと。

それが電話口で、待ち時間が 1 時間半ほどですね、これがだめです、というようなことを担当の方からですね、前の事務局長が言われておりまして、その結果ですね、本来であればその時に打ち合わせ記録を見直して、こういう風にできましたという風に確認できたら良かったと思うのですけれども、小規模の NGO というのは申請書を提出することが、現地の事業を見ていないとか、かなり時間の制約もある中で、そうやって申請に手間というか時間がかかってしまうことによって、申請意欲がなくなってしまったという背景がありまして、具体的な提案というのはないのですけれども、もう少し地方の NGO が申請する際に、相談を強化して頂ければと思います。以上です。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

井上さんありがとうございました。

この点について、関室長の方から何かご回答お願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

どうもありがとうございます。具体的に、どこの国の話でしょうか。

●井上（ソルト・パヤタス 理事兼職員）

フィリピンですね。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

その時の具体的な例を存じ上げないのでよく分からないのですが、大使館、大使館の担当と事前にご相談いただくことは、非常にありがたいことです。

それと同時に、電話やメール等で、外務省の担当ともお話いただくことも必要なことなのですけれども、初めてN連に申請するにあたって、後で少々お話があると思いますが、外務省では「NGO 相談員」という制度を日本全国で展開しており、これまでいろいろな経験を積んでいる、実施した経験のある団体、それからネットワーク NGO、NGO 福岡ネットワークさんも含まれます。その「NGO 相談員」の方が、特に事業を実施している NGO 相談員のところでですけれども、N連の申請の仕方を書類の記入の仕方等を丁寧に助言してくださっている団体があります。外務省の担当が、御照会下さった時丁寧に対応できなかったのは本当申し訳なかったと思いますが、外務省及び在外公館とは引き続き、相談・話し合いをして頂くとともに、同時に、「NGO 相談員」もご活用ください。外務省のホームページを見て頂きますと、どの団体が「NGO 相談員」を受託しているかわかります。この会議の場にも座っていらっしゃる団体の方も含まれます。NGO 相談員もやりながら団体としての事業も実施していて、その為の申請もやっていらっしゃるの、非常に細かな良いアドバイスを頂ける部分もありますので是非、活用頂ければとおもいます。

それから、申請が受け付けられても、いろいろな審査が外務省の中でも、外でもありますし、最終的に事業を実施した時に、税金なのでどのように使われたかということを説明しなければなりません。アカウンタビリティ、説明責任が年々厳しく求められてきており、もっと柔軟にもっと簡素にしてくださいというご意見はもちろんありますが、アカウンタビリティは保たなければいけませんので、申請からやはり3か月とか4か月と審査、作業工程でかかることが多いので、新規の団体におかれては、3か月で済むということはほとんどありえませんので、1年間くらいかかるかな、という心構えで対応をお願いいたします。こちら新しい団体に可能な限り丁寧に対応するよう心がけます。今私のいる職場の各担当は、本当に一生懸命団体の方々に説明していますので、今回の御経験であきらめることなく、ご申請頂ければと思います。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

関室長、ありがとうございます。

他に、NGO 側からございますでしょうか。よろしくお願い致します。

●白幡（AMDA 社会開発機構 海外事業部 プログラム・コーディネーター）

質問と、コメントを。AMDA 社会開発機構の白幡と申します。

まず、質問なのですが、考え方の基準について教えて頂きたいです。

例えば、有給休暇のことについていえば、NGO 相談員の清算規定によれば、時給単価を計算する際、こうした有給休暇もしくは社会保険費も含めた総額を割って時給単価を計算できるようになっているのですが、N 連ではだめ、ということの基準が違うのは、おそらく委託事業と、補助金の事業の考え方の違いなのかな、と想像するのですが、そういうことなのでしょう。

それに関連してなのですが、例えば JPF では認められているけれども、N 連ではだめという項目がいくつか、この 15 項目の中にも見られると思いますが、これも同じような趣旨なのか、おそらく理解としては、JPF の場合、N 連と同じ範疇なのかな、と考えるものですから、ここでも考え方の基準の違いがあるのかな、ということが質問です。

コメントですけれども、先程井川さんもおっしゃっていましたが、長年にわたって皆さん各位の努力があって、今の N 連があって、非常に利用する NGO の数、事業数が増えてきていることに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、今回の平成 28 年度の手引きの改訂によって、その大きな成果のひとつとしては、管理費が拡充されたということ、これはもう本当に大歓迎で、感謝を申し上げることなのですが、そういうものが全部積み重なってくると、結果的に NGO としては、N 連事業をすることで、体力を奪われていってしまうという結果に繋がるのではないかなと思っています。小さい NGO が、中々申請が難しいというのはよくある話なのですが、今回のこの一つ一つのことを総合して考えると、実は小さい NGO だけではなくて、中規模、大規模な NGO だって徐々に体力を奪われていってしまうということに変わりないということで理解しておりますので、例えば各国の大使館で作られている ODA の広報資料も含めて、この N 連事業や、JICA の草の根技協含めてすべて日本の活動なのだとということで、きちんと含められていると思いますので、井川さんのご報告にあります、日本の NGO 全体が体力をつけて、お互いに良い結果を残せる状況を作っていけるように、例えば今回だめだったものについても、ゆっくり時間をかけて検討して、よりよいものにしていけたらなと、私も一緒になって考えていきたいと思っています。以上です。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

白幡さん、ご意見とご質問ありがとうございました。

では、ご質問の部分について、関室長から回答をお願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

はい。ご質問とご意見ありがとうございます。NGO 相談員は外務省から各団体に委託しております。それと、N 連の場合は、贈与契約で、契約の形態が違うというそのご理解はその通りです。他方で JPF と N 連で違うのではないかと、という御指摘があることも承知しています。

統一できるところは統一していきたいと考えてますが、今すぐに全部はできない部分もありますので、先ほど申しあげました通り、JPF と N 連だけではなくて、JICA の草の根も含め、中長期的に統一していけたらと思います。

それから、平成 28 年度から、一般管理費は拡充されたが、一方で N 連の手引きの改訂で団体の負担が増えたという御指摘ですが、当方の、手引きの改訂の説明の時に、言葉足らずだったのかもしれませんが、NGO の方からしてみれば、これまで明記されなかったが明記されたことは変更であるが、外務省の認識では、これまで明記していなかったことを明記しただけで、立場を変えたことにはならないという考えです。28 年度の手引きにおいて、NGO の方の受けとめは、これまで明記がなかったものは、それが許されていたものであり、明記によってそれが出来なくなったと。

当方の認識とは異なるのですけれども、仮に、N 連で、できることできないことというのを明記したが故に、どんどん皆さまの体力が落ちていってしまっているというのであれば、一般管理費を拡充する時も同様でしたが、NGO の方から、一般管理費というものがどうしても必要なのか、それが拡充しないがために、どれだけどういう持ち出しがあるのか、という細かな資料を複数の団体から頂いて、そのような資料を根拠にしながら当方が財政当局とも協議をさせて頂きました。仮に、今回の改訂で、N 連を実施すればするほど体力が失われるということが NGO の総意として示されるのであれば、それは当方も、関係部署と協議する際の非常に強い根拠になりますので、是非、実情のわかる資料を提供頂ければと思います。

ただ他方で、そのような指摘をする団体と、異なるコメントを出される団体もおられるので、NGO の皆様のご意見を「ワンボイス」として頂けるのかということも皆様の中でもご議論いただき、その上で情報の共有をして頂けるとありがたいと思います。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ありがとうございました。他に、ありますか。どうぞ、よろしくお願いします。

●藤瀬（地球市民の会 事務局次長）

地球市民の会の藤瀬と申します。

先程、N連の手引きに関しては、一通りコメント・回答は頂いたのですが、折角地方で開催を頂いたということで、地方のNGOとして私のほうからもコメントをさせて頂ければと思っております。当会も、数年ほどN連を毎年1本くらいさせて頂いていまして、先程からあった通り、本当に重点課題として認められるようになって、一般管理費で本部の管理費も支出できるということで、本当にありがたいと思っております。

ただ、本当に今回の改訂でとまどった部分もあったというのも事実でして、先程有給休暇の取得も認めてほしいということに関しては、先程ご回答頂いたように、双方の意見を取りまとめてよりよい結果になればいいなと思っているのですが、一時帰国について、うちは今回3年間の事業の申請をさせて頂いておりまして、昨年度より3年間の事業ということで、1年ごとに申請はするのですが、継続して事業をさせて頂いておりますが、常時そうすると駐在員は向こうにいる、ということになりますので、一体どこで派遣になるのかというのがありますし、又やはり業務上どうしても必要な一時帰国というのもございますので、その辺に関してどういったものだったら認められるとか、業務上の会合があるといって一時帰国を認めているよ、というようなご説明があるとより分かりやすいのかな、というふうに思いました。

あとですね、うちのケースで大変恐縮なのですが、昨年度、駐在員が産休に入ったこともあって、現地のアドミニストレーターがいなくて、本部の会計担当の方で少し補佐をしたいということで、人役を出していたのですが、どうしても0.1以上にはするなということで、それが認められなかったというような経緯もありまして、その辺についても、明記はしてあるのでどうしてもそうなるのかなと思ったのですが、柔軟に対応していただけると、ありがたいなというふうに思っております。あと、これに関してはここにはないのですが、3年間切れ目の無い支援をするということで、3年間の事業の申請をさせて頂いたのですが、どうしても1年目と2年目の間で、契約の手続きの関係で、2週間、3週間程、若干事業の期間が空いてしまうという事態になりまして、本当にうちも、事務局員3人とかでやっているところなので、それだけの期間が空くと、どうしても50万とか100万とかいうお金を自分たちで出さなければならないということになりますので、そうすると折角集めた寄付だったり会費であったりという資金を持ち出す必要性もでてくるので、そういった切れ目のない支援ということに関しては、よろしければ、その辺一緒に切れ目のない支援に向けて、手続きがスムーズに進むようにして頂けるとありがたいかなと思います。

本当にまとまりが無いのですが、私からのお願いのようになってしまいましたが、よろ

しくお願いいたします。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

藤瀬さん、ご意見、ありがとうございました。この点について、関室長からお願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

はい、用務帰国であれば適宜認めるのかという点ですけれども、事業に必要な本邦出張等の、具体的な用務帰国の必要性を、申請時に十分に説明して頂けるのであればその適用は検討させていただきます。

それから、3年間の事業として、団体のほうで考えているのは、駐在員は3年間現地に滞在しているのだ、という点ですが、外務省の契約は単年度契約でして、3年の間に駐在員が変わる団体さんはすごく多く、最初から同じ人が3年間滞在するというのは中々難しいとは思っています。他方で、先ほど最後におっしゃった、切れ目の無い事業の継続というのは、1年目が終わって、中間報告を出した時点でもすぐに申請をして、という形になると思うのですが、それは当方の担当にしても、それから団体におかれても、中間報告の後ですぐに次の申請書を提出しなくてはいけないという作業になりますが、外務省と団体が一緒に作業する中で、切れ目なく実施できている団体も数多くありますので、そこは双方が作業しないといけない部分がありますので、当方の方にもぜひご相談いただきつつ、よろしくお願い致します。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ありがとうございました。

あの、時間がかなり押してきているので、簡潔にお願いできますか。井川さんお願いします。

●井川（名古屋 NGO センター 連携推進委員）

はい、簡潔に申し上げます。先程合同レビューと呼ぶかという点と、定例化するかという点にペンディング、ということだったと思うのですが、又団体、NGO の総意か、というコメントもあったと思います。

これに関しては、私たち連携委員としても、責任を持ってきちんと N 連の実施団体に確認をしてまとめます。これは私たちの責任として行います。なので、定例にするか、合同

レビューと呼ぶかは別として、話し合う場を、民連室の皆様と持たせて頂きたい、というのが一つあります。

あとは、こちらはアジア砒素ネットワークさんより預かったコメントがあります。有給休暇については、やはりきちんと対象としていただきたいというのと、資料作成費の中で、ODA 広報に関するものは、費用計上をさせて頂きたいというものと、安全対策について、事務所の防犯を高められる、モニターだとかカメラだとかどういふのを付けられるというのはとても良いことなので、例として手引きに記載して頂けると良いと思います、というコメントを預かっています。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

定松さんお願いします。

●定松（国際協力 NGO センター 事務局長）

国際協力 NGO センター、JANIC の定松です。

今までのお話をずっと伺っていて、それを踏まえて 2 点、簡潔にコメントします。

まず一点目としては、これだけのフィードバックがあったということ自体が、やはり、手引きの改訂に当たっては事前に NGO の声を十分に聞く必要があるという証拠ではないか、と思います。

これは援助と一緒に、援助する以上、援助をする相手がどういうものを望んでいるか、事前にちゃんと調べてから、改訂をしてください、と。よかれと思って改訂しても、そのことの結果としてこういう風なことが出てくるのであれば、それは外務省としても非常に不本意ではないかと思いますので、その辺りのプロセスを改善するために、NGO と対話をしながら、手引きの内容の変更をしていって頂きたい。民連室としては、十分にそれはしているつもりだったと思いますけども、実際に改訂してやってみるとこれだけ色々なことが出てくるということがあります。全てをあらかじめ予見することが難しいのであれば、それを踏まえて次の年の改訂に素早く結びつけるというためにも、やはり定期的に手引きに関する対話の場が必要ではないかと思いましたので、是非ご検討下さい

二点目は、これは民連室の方には私からは何度も言っているのもたかと思っているかもしれませんが、福岡でお話をするのはおそらく初めてだと思いますので、申し上げます。

この N 連、あるいは JICA の草の根に関して「NGO の自主性を尊重する」というコメントが外務省や JICA の方々のお話によくできます。これはありがたいことですが、その中で、外務省や JICA の皆さんに考えて頂きたいのは、そもそもどうやって日本の NGO を強

化していくのか、ということです。その為のステップとしてどういうやり方をしていくことが、日本の今の NGO を取り巻く厳しい環境も考えた上で、効果的な手法なのかということについて、欧米のケースも参考にしながら、考えていってほしいということです。

外務省から NGO への支援が「補助金」であった時は確かに NGO が独自でやっている事業に対する補助だったのですが、N 連は今現在、無償資金協力という形でやっていますし、JICA 草の根技術協力にいたっては、業務委託としてやっています。そうであれば、少なくとも事業にかかるコストは全額そのスキームの中でリカバーしていくということを是非お考え頂きたい。方針として、すぐにはできなくても、共通して向かっていく方向はそこにしましょうということをまず、決めて頂きたい。

契約の内容が、形として業務委託になっているか、なっていないかということはあるかとは思いますが、少なくとも、欧米の USAID や DFID と NGO の契約というのは、かなりの部分、少なくともコストに関しては 100%リカバーできています。さらに、それにプラスして、NGO は事業だけをやっている訳ではないのでファンドレイジングの為に広報の為に資金は必要なので、そういう費用に充てるための資金をさらにオントップで、「インターナショナル・コストリカバリー」と言いまして、援助しています。それを使って、欧米の NGO はファンドレイジングをやっているのです。

これに対して外務省の N 連の場合、NGO は N 連で事業をやればやるほど自己資金の投入が必要で結果として体力を奪われることになります。これは民連室からすると心外なコメントかもしれませんが、逆に言えば、欧米の NGO は、DFID や USAID の資金を使って事業をやればやるほど儲かる、そういう仕組みになっています。その儲かった部分を使ってファンドレイジングをやっているのです。

欧米は、日本と比べて寄付市場は豊かなのです。寄付文化があるのです。そこですら、政府が NGO のファンドレイジングのための資金を援助して、もともと寄付市場があるところに NGO が投下するのでファンドレイジングが進展するのです。

ところが、日本の現状は、寄付市場がただでさえやせ細っているところに、本当は自己資金を投下してファンドレイジングをしたい、そのための貴重な自己資金ですら、N 連や草の根技協をやるために出さなければならない、という状況になっています。

この矛盾をどうか考えていただきたいのです。この点を変えていかないと、欧米に比肩し得る NGO は日本から絶対に出てきません。私はもはやそう確信しています。外務省、JICA が本気で日本の NGO を欧米並みに育てていきたいと思うなら、ここのところは構造的なものだと思って、ぜひ、中長期的に変えていって頂きたいと思います。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ありがとうございました。他に、何かありますか。

●久保田（難民を助ける会 佐賀事務所長）

すいません。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、お願いします。

●久保田（難民を助ける会 佐賀事務所長）

難民を助ける会佐賀事務所の、久保田と申します。1～4 までの、この要望事項は、人事労務管理、あるいはセキュリティマネジメント、リスクマネジメントさらにはヒューマンリソースマネジメントの重要なファクターなんですね、いずれも。

これが、こういったところで、労使セッションの様な形で議論しなくてはいけないというのはなんとも淋しいと言いますかね。これ当然、担保されてしかるべき内容なのです。一般事業法人においては。例えばこの、委託事業でなくて、提案型で1年縛りだとおっしゃっても、ここにあることが現場で担保されるような制度的運用がなければ、先程皆さん綺麗ごとで、体力を奪われるという表現をされていましたが、体力を奪われるような生易しい表現で本当に皆さん済んでいますか。

人道支援という現場で、人道支援にあたっている、スタッフへの人道的配慮に欠けることになっていけませんかとね、私はとっても危惧します。N連の事業はこういう事業なのだから、そのコストカバーはできないのだからというような、組織内のプアマネジメントのエクスキューズになってはいませんか、皆さん正直に考えてみてください。良い事業を、支援事業を本当に実効よく精度を上げて、納税者にも満足してもらえるような事業をするためには、この、1～4 なんていうのは、もう言わずもがなことでなければ、とてもではないけれども、体力をそがれるのではなくて、結局紺屋の白袴、医者の不養生という実態にね、陥りかねないことを私はとっても危惧します。正直だから、言います。綺麗ごとではなくそれは大変なご努力してもらっているのは分かっていますよ。それは、一般管理費を拡大したのだから、精査して評価をしたうえでないと進めないのはもちろんです。でも、そういう連続体の中で考えていると、死人がでます。現場で。

これはもう本当にね。ワープするかリープするような発想の転換を外務省でもして頂き財務省でもして頂き、NGO 自身もしなければ、資金がでないのだから出来ないものは出来

ないよ、ということになるのはとっても恥ずかしいし情けないと思います。すいません。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

ありがとうございました。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

では、外務省の方から、関室長お願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

はい、非常に厳しいコメントを頂きましたけれども、定松さんからお話のあった、共通の方向に向かって制度を考えていかなければいけない、コストは全部リカバリーする、という方向でやらなければいけない、というところは、一緒に勉強していきたいと思っております。

他方で私の理解では、アメリカの USAID は、事業は NGO からの提案ではなくて、USAID がこれをやって下さいというような事業をお願いしている、と理解しています。ただ、アメリカの支援の仕方は当方も学びたいと思いますし、又皆さんの方からも教えて頂ければと思います。

この N 連の改訂に際しての定期的な協議の場については、どのような名称にするか、定期的に開催するのか、ということは別にして、意見交換は今後とも続けていきたいと思っております。是非ともまた皆さんからもご意見を頂きたいと思っております。手引き改訂後の説明会には N 連で事業を実施しておられる団体が沢山来られますので、様々な団体から色々なご意見がでます。それらのご意見を当方としては真摯に受け止めています。又、個々の団体から当方にここはこうして欲しい、こういう困っている、というご要望も寄せられており、当方もそれらの声も受け止めております。

例えば、このご要望の中には入っていませんけれども、民連室としては必要な改善は行っていきたいということから、例えば、中南米地域の取り組みの強化として、中南米地域は、例えば 27 年度の N 連実施件数ではアジア、アフリカと比べて著しく少ないのですが、国際協力の重点課題の中に中南米地域の課題を加え、同地域での案件の形成と、また実施を促していきたいと考えております。

また、TICAD VI との連携という点でも、N 連の手引きの中で、特にアフリカ案件の場合は連携強化を図るために、TICAD との取り組みとの関連について説明を求めていくような方向で考えていきたいと思っております。

意見交換の場は、是非設けたく、タイミングにつき、皆さんにとって一番良い時期を教えてくださいましたらと思っております。N 連の手引きは新年度が始まる前に完成して新年度と同時に使い始めるのが適切な手引きの改訂のスケジュールですが、去年の場合は、一般管理費の財務省との協議が少々長引いてしまい間に合わなかった部分がありますが、29 年度は、新年度の予算が通って、新しい事業に関しての部分では、新年度の手引きに基づいて事業ができるようにしたく、3 月の下旬には手引きの説明会、それから意見交換会というのを実施していきたいと思っております。

ですから NGO の皆様との間で、定期的にとというのは年に何回開催することを決めて行うのではなく、皆さんとの意見交換の場は、ぜひとも持っていますし、また手引きの改訂の時にも皆さんからの広い意見を承りますので、引き続き、皆さんとの意見交換は行っていきたいと思っております。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、関室長、ありがとうございました。かなり時間が押しておりますので、この議論については終了したいと思います。

基本的には NGO と対話していきたいというお言葉があったと思いますので、NGO 側も意見をまとめながら、良い方向に進むよう話し合いを進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、協議事項、2 番と 3 番は私は司会ですけれども、議題提案者となっておりますので、私の方からご説明させていただきます。

2 番ですが、地方の NGO から見た環境整備、これは正式には環境整備支援事業でした。失礼致しました。支援事業ということで、この議題の提案の趣旨はですね、最初の方にございました、今、外務省と NGO の連携中期計画というものがございます。これは次の議題にもなっておりますけれども、この中で、かなりの部分にですね、この NGO 環境整備事業というものを活用するというものがうたわれています。NGO 環境整備事業はですね、NGO 研究会、海外スタディプログラム、インターンシップ、それから NGO 相談員、この 4 つがございます。ただこのプログラムを活用する NGO は、在京の NGO が多くて、地方の NGO の皆さん、今日来ていただいている NGO の皆さんにも使って頂いているところはあると思いますが、よりこれを地方の NGO にもできるような形にできれば良いという風に考えておりますし、それから、先程言いました連携中期計画は一昨年の 6 月の全体会議で披露されて、そこから始まって、今が、2 年目の中間位に当たるのですけれども 1 年目の進捗の報告をだしております。その中でこの環境整備支援事業については、残念ながら、昨年

度から今年度にかけて、予算がかなり減額になったということも踏まえています。その進捗報告といたしましては、増額の為の努力と協働が外務省及び NGO 双方にもとめられているということがうたわれておりますので、今日は是非地方の NGO の皆さんの環境整備支援事業についてのこれまでの活用と今後に期待することも含めて、ご意見を差し上げて、より良いものにしていくために少々議論ができたかなと思っております。よろしくお願い致します。私の方からの提案の趣旨は以上です。

いくつか、NGO の方からのご意見を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。挙手でよろしくお願い致します。はい、ではお願いします。

●井上（ソルト・パヤタス 理事兼職員）

NPO 法人ソルト・パヤタスの井上と申します。

弊団体は海外スタディプログラムを 2 回活用させて頂きまして、直近では、昨年 10 月から 12 月の 2 ヶ月間フィリピンに行かせて頂いておりまして、フィリピンに教育支援事業を行っているのですが、フィリピン現地の駐在の者がアメリカで先進的な教育の取り組みをしている学校に実践研修という形で参加させて頂きました。

人材育成に対して資金を投じることは、小規模中規模の団体には難しいことではありますので、人材育成に対してこうした資金を投じて頂けることは非常にありがたいことだと思っております。

一方で、2 か月間の研修を経てそれをどう自団体に還元していくかというのは非常に重要なミッションだと思っており、いかにこれを続けるかが私たちの課題になっております。

福岡では、ここは私の主観になるかもしれないのですが、国際協力とか NGO というとはやはり国内の子どもの貧困とかに関心が向けられるということが多くて、なかなか NGO がファンドレイジングをするのが難しい地域ではないかと思っております。

それで海外スタディプログラムが、短期的な人材育成に助成をいただいているというのはありがたいんですけども、インターンシップなどの長期的な人材雇用に対しても、もうすこし予算を付けていただければありがたいなと思っております。NGO インターンシップについては、我々は 3 回申請して 3 回とも落選してしまっているという経緯もございますので、そういうところの間口を広げて頂けるとありがたいという意見でございます。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ありがとうございました。いくつか NGO の皆さんの意見を聞いたうえで、最後に

関室長のほうから応答して頂きたいと思いますけども。ほかの NGO の皆さんいかがでしょう。はい、よろしくお願いします。

●原田（NGO 福岡ネットワーク 理事兼事務局長）

NGO 福岡ネットワークの原田と言います。今、NGO 福岡ネットワークでは、NGO 相談というものを受けております。その受託をしていくなかで、今年は NGO 相談員の当初の約束で、47 都道府県すべて制覇をしてそして皆さんで頑張りましょうというのではないけど、それが普通あたりまえの事業だと思うのですが、中々自分たちの事業をやりつつまた NGO 相談員の忙しとか、そういったものもあって中々本気で 47 都道府県まわるのは非常に大変だということを思います。

今年は皆で力をあわせて、そこを乗り越えて、トライしようということで、今どこの相談員も頑張っているところかなと思います。

私たちは NGO 相談員の福岡のブロックですけども、九州のブロック 7 県おさえて制覇するのは実は遠い、時間もかかるし、費用もかかるしと大変なことで、今回 47 都道府県分の予算がそこには少々無かったと認識しております。外務省の関室長がおっしゃっていた時には。その中でも、それを私たちに制覇をしてほしいという思いで、他のところの予算が無い中いろんなところからかき集めて、皆さんがそこをクリアできるように予算を立てて下さっている、という風に伺いました。

それでそれ以上に私たちも頑張らなくてはいけない、ということで。わたしたちもお陰様でなんとか、7 県全部制覇できるっていうところまで来て、いま大分に走破して、最後の駆け込みでは無いですけども、7 県回ろうということで、回り歩いております。

その中で思ったのはやっぱり九州は九州で温度差っていうのをすごく感じまして。福岡の温度差と。あとは佐賀県の温度差と。鹿児島県の温度差というのは違っているのを感じました。

7 県を回らせて頂いたことによってこれは、やはりずっと続けていかなければならないなということを認識させて頂きました。

ただ、やはり自分たちでこれを回ろうとなると、交通費もかかるし、人件費もかかるようになって、私たちもそうなる、自分たちのお金、自分たちの寄付も少ない中でそこを頑張ろうとすると赤字が続いてしまうということで、NGO 相談員としての広報活動、回る経費っていうものに対してやはり予算をつけて頂いて、そしてもっともこの九州の中で NGO の大事さとか国際交流の大事さっていうのを草の根レベルでコツコツと努力をしていくっていうことが必要なのかなって思いました。

そして SDGs がスタートしましたので、なおその近くの地域に訪れた際にも感じました。

いきなり SDGs はねっていても中々そのコミュニティでは受け入れられないことを感じましたので、そうではなくて、いろんな例を出しながら、実はこれは MDGs、SDGs につながるものなんだよということを伝えていくことの手応えをととても感じて、今回回らせて頂いた大事な体験というか実例というのを、もっともっと実のある物にしたいと思っておりまして、そういった交通費予算をアップしていきたい、予算化していただけたら非常にもっと細かに回れるのではないかということを感じたので意見を述べさせて頂きました。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ありがとうございます。他に、NGO の皆さんからありますか。白幡さん、簡潔にお願いします。この他になれば、最後に関室長からご返答を頂きたいと思います。

●白幡（AMD 社会開発機構 海外事業部 プログラム・コーディネーター）

AMD 社会開発機構の白幡です。私どもでは、NGO 環境整備支援事業については、NGO 相談員、スタディプログラム、インターンプログラムをそれぞれ、複数回取り組んできた経験があります。

地方の NGO からの視点ということでコメントなのですが、私いまは岡山に本部がある NGO なのですが 2 年少し前までは、東京のまた別の NGO におりまして、東京にいた時ですら、国際協力の支援者を探すのはとても大変で、「支援者ってやっぱり点でしかないよね」と感じていました。

「どうやって面にしていくのか」という話をいつも議論していたわけですが、やはり岡山に来て思うのは、いやこれは点どころではないなと。小さな点を針の穴から探しているようなものだな、というのが実感なんですね。

ただ、岡山県自体は、国際協力の推進条例をもっていたり、比較的、国際協力は知られている状況かなと思うのですが一步離れて、特にいま NGO 相談員もやっていて中国 5 県も担当していますけれども、やはりあの全然国際協力というものの自体が全く知られていない。これどうアプローチしていったらいいのだろう、と日々頭を悩ましております。

そういう状況の中で、環境整備支援事業ひとつひとつがですね、やはり大事なスキームだと思っておりますので積極的に私たちも活用できるときに活動していていますし、その経験をまた NGO 相談員にも生かしていきたいとは思っているのですが、やはり先ほど今西さんのコメントにもあったように、少しずつ全体の予算が減少していく中このスキームをどういう風に広めていったらいいのだろうというのは、中々モチベーション含めて難し

い。

さらに難しい課題を抱えているという現状ですので、さらに私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、一緒にこのスキームをもっと活用しやすく良いものに、さらに広報に役立てる為にはどうしたら良いか一緒に考えていければな、と思います。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

ありがとうございました。では、関室長の方からまた何かお願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

九州及び中国地方の活動、それから環境整備支援事業についてご報告頂きました。どうもありがとうございました。環境活動整備支援事業は、28年度に27年度に比べ、当方も涙するほど削減されてしまいましたが、すでにご説明した通り、執行率を非常に厳しく査定されてしまいました。

各プログラムがどのように皆さんにとって組織の能力強化また、人材育成、また、地域でのODA広報、国際理解につながっているのかという効果を、是非とも皆さんから提供いただければと思います。

それが予算当局との交渉にも役に立ちますので、引き続き、皆さんからの効果に関する情報の提供をお願いしたいと思います。

先程、福岡ネットワークの原田さんの方から、今回九州7県にご出張頂いた報告がありました。ありがとうございました。外務省は全国各地に出先がありませんから、NGO相談員を通じてODAに対する理解の拡大ですとか、また地方の方、学生さん、またこれからNGOを立ち上げようとしている方々に支援をしていただいております。また、NGO相談員は、その受託していただいた団体を支援するという目的もございます。

NGO相談員の出張旅費につきましては、今年度はどうにか全県制覇のために対応しておりますが、29年度の公募に申請される際には是非盛り込んで頂けたらと思います。

引き続き外務省としても、NGO支援のための予算獲得の努力をする所存ですが、政府全体の予算が非常に厳しいという一面もご理解いただければと思います。環境整備支援事業は、特に28年度は減額らされてしまった部分ではありますが、他方で、N連予算は前年度比で、2億円増ということで、またその一般管理費の拡充ですとか、JPFのNGOの事業費の部分でも一般管理費を導入したりとか、外務省もできるところは努力しておりますので、引き続き皆さまのご協力の方、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、関室長、ありがとうございました。それではもう時間が押していますので、この議題は終了したいと思います。引き続き、外務省と NGO 間で対話していければ良いのではないかと考えていますので、NGO 側も努力していきたいと思っています。

それでは最後にまた私の提案ですけれども、協議事項の 3 番目として、NGO と ODA の連携に関する中期計画の平成 28 年度の進捗状況について、ということです。ただ、提案内容は、提案書をみて頂いたらわかるんですけれども、今年度の進捗状況の確認というよりはですね、この中期計画をどのように盛り立ててモニタリングしていくかというのをしっかりと制度付けしたいということが一番の大きな点でございます。

できれば、先程申しました通り、現在、この中期計画の 2 年目でございます。6 月までが 2 年目ですので丁度 8 か月位経ったところでしょうか。

私の提案としましては、これはしっかりとモニタリングしていかなければと思います。中期計画のご案内があった方も、ひょっとしたらまだ見たことが無いというかたもおられるかもしれないのですけれども、非常に幅広くですね、この中期計画というのはカバーされておりまして、先程議論にありました N 連からネットワークとの連携それからアドボカシーの政策提言、企業との連携という風に非常に幅広いものになっております。ただこれは、外務省と NGO との間で一応 5 年間の計画で連携協働していきましょうという形で合意したもので、これをいかに、我々が協力しあって進めていくかがポイントになります。そのためにも、しっかりとモニタリングをしていき、反省と改善を繰り返していくことが必要だと考えております。

そしてこの 2 年目に差し掛かっているんですけども我々の間にこれをしっかりとモニタリングしていくという制度が出来ておりません。

先程言いましたように、1 年目の経過の報告書は、昨秋にされましたけれども、今年度では 2 年目として今の段階ではどうなっているか議論する状態になっておりませんし、これを 1 年、あるいは 2 年経ったときにしっかりと報告をレビューしていくということが必要だと思っています。

ですので、提案の趣旨は、この連携推進委員会というのは年間 3 回、7 月と 11、12 月ぐらいと、大体この 2 月 3 月位に行なわれておりますので、私の提案としては、この 2 月 3 月に行なわれる第 3 回連携推進委員会で、その年の中期計画の進捗状況を報告し、そして 7 月の、年度でいうと第 1 回連携推進委員会となりますけれども 1 年間の報告をしていくということで我々しっかりとモニタリングをしてレビューをしていき、中期計画の目標に向かってともに歩んでいけるのではないかな、とこういう形で進捗状況を確認していくしくみ

を作っていただけたらなと、提案させて頂きました。以上です。よろしくお願い致します。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

今西さん、ご提案ありがとうございました。では、関室長、ご発言をお願いします。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

この中期計画の2年目に当たる、昨年の6月以降、外務省としてもこれまで中期計画の中で、特に外務省が重視していたのが、「安全対策を巡る協議・連携」でした。昨年ダッカの襲撃テロ事件を受けて、昨年8月に発出されました国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に基づいて、新たな安全対策の実施に取り組んで参りました。

また、中期計画の中の「ODA 政策における協働」の良い一例としては、我が国の SDGs の指針策定の検討を、NGO の皆さんも含めた SDGs 推進円卓会議で行い、貴重なご意見を頂きました。この様に2年目も NGO との連携を様々な分野で進めている、という認識です。

この、中期計画の進捗状況に関し、NGO の方々とどのように情報交換、協議していくのかという点については、先程今西委員のほうからは、連携推進委員会の場において進捗状況と各年度のまとめの報告をというご提案がありましたが、まず中期計画の進捗状況については、連携推進委員のもとで、別途の協議の場を設けて、NGO の代表側のメンバーと議論をさせて頂ければと考えております。そこには JICA にも参加して頂きながら、議論するのが良いと考えております。

連携推進委員会での報告の回数ですが、中間報告と1年のまとめの報告という回数については、NGO 側、外務省、それから JICA の三者にとって無理のないようにする必要があると考えますので、具体的に進捗状況について情報交換意見交換をするときに NGO 側のメンバーの皆様と、報告回数についてもご相談させて頂ければと思っております。

他方、実施計画のモニタリング、評価につきましては、政府の取り組みは勿論ですが、NGO 側の取り組みも対象となっている点がありますので、その時は NGO 側の意見を集約して頂いて、議論させて頂ければと思います。

そういうことも踏まえますと、やはり三者にとって、無理のないものにしていく必要があると思いますので、そう遠くない時期に1度、NGO の代表の方々と、この連携推進委員の下で別途の協議の場をつくり、協議させて頂ければと思います。以上です。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

関室長、ありがとうございます。NGO の参加者の方で、何か意見やコメントがありまし

たら、お願いします。特に無いようでしょうか。

それでは、私は別途で協議して頂けるということでしたので、必ずしもできない、という風におっしゃった訳ではないという風に、ポジティブに受け取りたいと思います。

今日の議論を通じて、かなりこれから NGO 側と協議していくというのはそれぞれ言って頂きましたので、これに対しても NGO 側も NGO の総意、という訳では無いですが、しっかりと NGO 側のここにおられない方の意見も踏まえまして、皆様と協議して、しっかりと前に進んでいけたらなと思っております。はい。よろしいでしょうか。1 つだけ、では時間も押していますので簡単に、おねがいします。

●垣内（言論・表現の自由を守る会）

言論・表現の自由を守る会の垣内と申します。国際協力で職員を海外の現地に派遣している NGO でなければ、分からない部分ですね。

今年 11 月に、UPR 審査があり、日本政府が 3 回目の審査を受けますので、ぜひその前に、関係国の大使館・駐日大使、もしくはその政府関係者に対して、「『日本政府に ODA 等の NGO に対する支援を抜本的に強化するように』という勧告をして下さい」と要請することは効果があります。

第 2 回 UPR の日本審査でバングラデシュは、社会経済分野の経済開発における ODA の提供を継続することと勧告しています。

あと、財政的雇用を維持することによって人権分野における積極的な国際的役割を果たすことを継続すること、及び 2 国間の会話を継続すること。これはスーダンからの勧告です。これは 174 番目です。

日本政府に対する勧告が 2 回目の UPR 審査では 80 か国から 180 ほど出されましたので。外務省の担当も、皆さんが大変なご努力されている中で、やはり全体の予算との関係が本当に無理があるわけなので、こういう方法もあるということ、第 3 回、UPR 審査を効果的に使うということは、とてもタイムリーなのではないかと思いますので提案させていただきます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

はい、ご提案ありがとうございます。NGO 側からも色々、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

それではちょっと時間が超過しましたがけれども、これにてすべての議題のご報告及び議論が終わりましたので、皆さんの、ご協力、参加に感謝申し上げます。

○酒井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

ありがとうございました。これから、定松 JANIC 事務局長の方から、閉会の挨拶をしていただくことになっておりますけれども、その前に、関室長の方から、ひとことご挨拶して頂ければとおもいます。

○関（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

今日は皆さん、本当にありがとうございました。また、福岡ネットワークの皆様におかれては今回のアレンジどうもありがとうございました。最後に定松 JANIC 事務局長からご挨拶頂きますけれども、私が伺っているところでは、連携推進委員会に、JANIC の事務局長としてご参加いただけるのは、今回最後と伺いました。

これまで、NGO と外務省との様々な枠組みに際して、定松事務局長の、本当にバランス感覚のとれた調整役としての貢献は大変に大きかったと思います。

最後のご挨拶の前に、外務省と致しましても、定松事務局長には、心から感謝しているということを一言申し上げさせていただきます。本当にありがとうございました。

●定松（国際協力 NGO センター 事務局長）

ありがとうございます。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

それでは、今ありましたように、閉会の挨拶を JANIC の事務局長の定松さんからして頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

●定松（国際協力 NGO センター 事務局長）

はい。立ってよろしいでしょうか。皆さんの顔を見ながら話したいと思いますので。まずは、先ほどの関さんからのご挨拶はサプライズでしたが、心のこもったお言葉を頂き、ありがとうございます。そう言って頂けると、自分もやってきたかいがあったと思いました。

まず、最初に、今日は何ととってもやはり福岡での開催であり、しかも ODA 政策協議会とのダブルヘッダーであり、これらを受け入れて下さった福岡の皆さん、それから九州並びに近隣の県から駆けつけて下さった皆さんに、心から感謝します。

やはり東京でやっている会議とはまったく違うなあ、と思いました。関さんから「NGO から多様な声を」というお話がありましたけれども、やはりこうしてやってみると、東京

でやっている時とはちがう、地域の NGO をやっている人でなければ分からない、具体的なフィードバックがあり、それに基づいて議論できたのは本当によかったと思います。地方開催の意義を痛感いたしました。本当に、ありがとうございました。

今日は ODA 政策協議会と連携推進委員会という、NGO 外務省協議会の 2 つの枠組みでの同時開催になりました。そこで、この 2 つの関係について、私が今日の議論を聞きながら感じたことをお話して、最後の挨拶にしたいと思います。

この ODA 政策協議会、連携推進委員会については、私も早くから会議にでていたと思いますが、いろいろな形で発展してきたなとおもっております。簡単に言ってしまうと、ODA 政策協議会は、最初とはにかく「反 ODA」という感じだったと思います。今でもそういうトーンが全く無くなったわけではありませんが、今日の議論を聞いていて皆さん感じられたとおり、言うべきことは言いつつも、例えば SDGs に関するやりとりにもある通り、NGO 側からも具体的な政策の提言をしています。それは、アドボカシーに関して、ここ 10 年くらいの間に、NGO 活動の中でアドボカシーの役割が非常に高まり、NGO 側も勉強して、外務省が、なるほど NGO の言う事も聞いて良かったなと思ってもらえるような提言をするべく頑張っている、というところではないかと思います。

それからその連携推進委員会の方も、今日、私からもコメントしたとおり、最初はもっぱら外務省から NGO への「補助」が中心テーマでした。それは、当時の NGO が補助を受けなくてはいけなくらい弱かったのだと思いますが、その後 NGO も力をどんどんつけてきて、本当の意味で ODA と「連携」してやっていける団体もでてきています。それは、必ずしも団体の規模の大小に限らないと思います。規模が小さな団体でも専門性のある支援をやっている所もありますし、間違いなくそういう NGO は、ODA では手の届かないところをやるという役割を果たしているのではないかと私は思います。

そういう意味で、これまでも「両者はパートナーだ」という話があり、レトリックとしては言ってきましたけど、本当の意味でのパートナーになるのはこれからじゃないか、NGO も ODA もお互いが本当に自分たちにとっても必要な存在と認めあう関係になりつつあるのではないかと、と思います。

その状況の中で、私がいったん国際協力の世界から少々距離を置こうとしている時に心配なのはやはり国際情勢です。トランプ大統領が就任してからの世界の流れにおいて、いわゆる市民活動のスペース、これはメディアに関してもですけど、そういったものに対して色々な形の制約が起こってきています。

今まで市民活動スペースを守ってくれた、欧米社会においてすら、揺らぎはじめているということにたいして、非常に強い危機感を持っています。日本でそうならない保障

はありません。欧米で起こっていることを見て、「日本の市民社会も良い機会だから潰してしまおう」なんてことを考える人がでてくるとも限りません。

その時に、市民活動のスペースを守っていくためにも、やはり私は連携が必要だと思います。連携をすることで、日本の NGO は、例えば、日本政府にとって、なくてはならない存在になっていく。企業にとって、なくてはならない存在になっていく、もっと言えば、社会にとってなくてはならない存在に、もっともっとなっていく必要があります。その意味では日本では NGO のプレゼンスはまだまだ弱いですね。ごく一部の人にしか知られていません。「NGO がいなくなったらまずいぞ。だから NGO を守らなきゃ」と企業に言ってもら。政府の人から思ってもらえる、そういう存在に NGO はなっていく必要があると思います。

そのような信頼関係づくりを目指して連携を考えていってもらいたいし、そういった信頼関係の下に行われる政策提言であれば、より効果的ではないかと思います。ふだん信頼関係をおいている相手からの苦言・提言であれば、より耳を傾けてもらえます。これは人間関係においても一緒に、常に会えば文句しか言わない相手から言われると、「ああ、またか」となるのですが、ふだん協力してくれている相手から「この点に関しては少々考えた方がいいのではないですか」というふうな提言であれば、やはり聞く耳をもってもらえると思います。そのような対話の場を NGO と政府・企業・自治体あるいは大学の研究機関等とで作っていくことで、SDGs にも貢献していくことが必要なのではないかと、思います。

今後ますますの NGO と ODA の対話が深まっていくことを願ってやみません。これまで大変お世話になりました。今後の益々の発展を期待して、私の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

●今西（国際協力 NGO センター 連携推進委員）

定松さん、ありがとうございました。これにて本日の平成 26 年度第 3 回連携推進委員会を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。